

令和 8 年度 平生町広告掲載取扱業者募集要領

1 広告掲載取扱業務の対象媒体及び概要

平生町広報誌「広報ひらお」及び平生町公式ホームページを対象媒体とする。

(1) 広報ひらお広告掲載取扱業務概要

広 告 媒 体	名 称	広報ひらお
	発 刊 部 数	1号あたり 4,800 部（配送世帯数 約 4,600 世帯）
	発 刊 日	毎月第 2 金曜日
掲 載 場 所	・町が指定する位置とする。	
掲 載 規 格	・掲載枠は 1 枠（4.5cm×8.5cm）とする。 ・掲載枠数は 4 枠、6 枠または 8 枠とする。 ・広告の配色は単色黒のみとする。 ・版下原稿は、Adobe Illustrator 対応の、グレースケールで作成した AI 形式または EPS 形式で、フォントにアウトライン化を施したものとする。	
掲 載 期 間	令和 8 年 4 月号から令和 9 年 3 月号（12 回分）	
特 記 事 項	・版下原稿の提出用電子媒体は CD-R、メール等本町 DTP システムで読み取り可能な媒体とする。 ・確認用として PDF 形式のデータも提出すること。	

(2) 平生町公式ホームページ広告掲載取扱業務概要

広 告 媒 体	名 称	平生町公式ホームページ
	月平均アクセス数	約 8,000 回（令和 6 年度実績）
	バ ナ ー 更 新	毎月 1 日午後 0 時
掲 載 場 所	・トップページ下部に町が指定するサイドバナーとする。	
掲 載 規 格	・バナーサイズは 1 枠あたり縦 80 ピクセル×横 160 ピクセルとし、最小で 5 枠とする（掲載数の上限はありません）。 ・一般的なインターネットブラウザ（Google Chrome、Microsoft Edge、Safari 等）で表示できる形式とする ・1 枠のファイルデータ容量は 15KB 以下とする。	
掲 載 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日	
特 記 事 項	・メンテナンス等によってホームページの公開を一時的に停止する期間も掲載期間に含まれるものとする。 ・広告データの提出用電子媒体は CD-R、メール等本町ホームページ更新用 PC で読み取り可能な媒体とする。 ・確認用として PDF 形式のデータも提出すること。 ・原則として同一掲載内容にて掲載できる広告は 1 枠とする。 ・ユーザーに誤解を招く表現は禁止とする。 （例） ・「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン ・アラートマーク ・ラジオボタン ・テキストボックス（入力できるように見えるもの） ・プルダウンメニュー ・広告の内容とリンク先の内容に関連性がないもの ・町ホームページのコンテンツと混同する恐れがあるもの	

2 募集対象及び参加資格

募集対象は広告掲載を取扱う業者とし、参加資格は、次の事項を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、山口県内に本社又は事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく、裁判所からの更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。

3 申し込みについて

- (1) 平生町広告掲載取扱業務申込書兼誓約書（以下「申込書」という。）の希望掲載料は、広報ひらお1号及び平生町公式ホームページ1月あたりの広告掲載料の合計を税抜きで記入すること。
- (2) 希望掲載料の最低金額（税抜き）は、広報ひらお（1枠あたり）3,000円、平生町公式ホームページ（1枠あたり）1,600円とし、毎月の掲載料は希望掲載料×掲載枠数によって計算する。
- (3) 他の自治体での事業実績を記した任意の書面を添付すること。

4 申込書の提出先及び提出方法

- (1) 提出先（問合せ先）

〒742-1195

山口県熊毛郡平生町大字平生町 210-1 平生町役場 総務課 管財班

電話：0820-56-7111 メール：kanzai@town.hirao.lg.jp

- (2) 提出方法

封筒の表に「平生町広告掲載取扱業務申込書在中」及び業者名を明記し、のり付けにより封入したものを、郵送又は持参により提出すること。

5 申込書の提出期限

郵送の場合：令和7年12月5日（金）午後5時必着

持参の場合：令和7年12月8日（月）午前9時まで

※提出期限を過ぎたものは原則受け付けません。

6 申込書の開封日時

令和7年12月8日（月）午前9時から（立会を希望される場合は事前にご連絡ください。）

※希望掲載料の最高額が複数の業者で同額となった場合は、町から該当業者へ電話連絡の後速やか（概ね1時間後）にくじによる抽選を行いますので、開封日の社員体制についてご配慮下さい。（当日社員の参加ができない場合、総務課以外の町職員が代理で抽選を行います。）

7 選定結果の通知

選定結果は、最高額の希望掲載料を提示した業者のみに通知する。

8 契約の締結

- (1) 上記7の業者と契約交渉を行う。
- (2) 上記7の業者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その決定を取り消すとともに、次順位の者と契約交渉を行う。